

千葉県告示第136号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月9日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月9日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
高田町308号線	緑区高田町1078番15から 緑区高田町1076番86まで	前	6.00 ～6.01	76.8
	緑区高田町1078番15から 緑区高田町1076番98まで	後	6.00 ～6.01	174.4